

(仮訳)

衛生福利部 公告

発出日：2022年2月21日

文書番号：衛授食字第1111300354号

添付資料：「輸入検査停止とする日本産食品の品目及びその生産・製造地域」

主旨：「輸入検査停止とする日本産食品の品目及びその生産・製造地域」を制定し、
2022年2月21日から有効とする。

根拠：食品安全衛生管理法第四条第五項第一款

公告事項：「輸入検査停止とする日本産食品の品目及びその生産・製造地域」を制定す
る。内容別添のとおり。

部長 陳 時 中

輸入検査停止とする日本産食品の品目及びその生産・製造地域

一、輸入検査停止する品目及びその生産・製造地域

(1) 日本の厚生労働省が発表する「出荷制限一覧表」において流通が制限されている品目及びその生産・製造地域の産品は、当然輸入検査を停止する。

(2) 以下の品目及びその生産・製造地域の日本産食品は輸入検査を停止する。

1. 野生鳥獣肉：福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県
2. キノコ類：福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県
3. コシアブラ：福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県

二、検査申請者は、日本から食品を輸入する場合、「輸入食品及び関連産品申請書」の製造工場欄に、別添の都道府県の名称に基づき繁体字で産地を記載しなければならない。

三、第一点で規定されている産品の適用は、輸出日に準拠とする。

※ 附表（日本の47都道府県の中英名称対照表）の仮訳は省略